

岐阜市上下水道事業部公告第 52 号

一般競争入札の実施について

岐阜市北部プラントほか 4 施設で使用する電気の調達を下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 2 年 9 月 25 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 安田 直浩

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び予定使用電力量 岐阜市北部プラントほか 4 施設で使用する電気
予定使用電力量 20,819,500kWh
- (2) 供給期間 令和 3 年 3 月の定例検針日から
令和 4 年 3 月の定例検針日の前日まで
- (3) 供給場所 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が指定する場所

2 入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者(以下「入札参加資格者」という。)とする。

- (1) 令和 2 年 11 月 1 日時点で岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱(平成 13 年 6 月 1 日決裁)第 2 条の規定により、**岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録されている者**であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (2) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領(平成 6 年 8 月 29 日決裁)の規定による資格停止を一般競争入札参加資格確認申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (4) 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 27 年 9 月 30 日決裁)第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)

の規定に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。

- (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とはみなさない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が継続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けていること。
- (8) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (9) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 条)第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (10) 公告日から過去 2 年の間に国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人に対し**種類及び規模**を同じくする契約実績(高圧 契約電力 500kW 以上)が**2 件以上あること**。
- (11) 仕様書に示す予定契約電力・予定使用電力量を確実に供給し得ること。
- (12) 迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程(昭和 41 年岐阜市水道部管理規程第 3 号)第 3 条第 1 項第 2 号の規定により免除とする。

4 契約保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第 11 条第 1 項第 3 号の規定により免除とする。

5 申請書受付場所（担当部局）

- (1) 部局名称 上下水道事業部上下水道事業政策課契約係
- (2) 電話 (058)259-7510 FAX(058)259-7522
- (3) メールアドレス sui-sei@city.gifu.gifu.jp
- (4) 住所 〒500-8156 岐阜市祈年町 4 丁目 1 番地
(岐阜市上下水道事業部本庁舎)

6 入札参加資格に関する手続

(1) **岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿への登録**

岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は入札に参加できないため、令和 2 年 10 月 15 日までに別に定める令和 2・3・4 年度（物品・委託・その他）岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査申請書提出要領【随時】に基づき競争入札参加資格審査申請書及び関係書類が提出され、記載事項に不備、不足なく受付され、令和 2 年 11 月 1 日時点で岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

岐阜市競争入札参加資格者名簿とは異なるので注意すること。

(2) 一般競争入札資格確認申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書提出要領に従い、書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間

令和 2 年 11 月 2 日(月)から平成 2 年 11 月 13 日(金)

イ 一般競争入札参加資格確認申請書提出場所 5 の担当部局

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書は持参又は郵送すること。

(3) 入札参加資格の確認結果

令和 2 年 11 月 24 日(火) までに、FAXにより通知する。なお、この通知期限までに通知がない場合は、5 の担当部局に連絡し確認すること。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始、会社更生法の規定による会社更生手続開始又は民事再生法の規定による民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札参加者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件電力供給を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

7 質疑応答

(1) 質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書を提出することができる。

ア 質問書提出期間 令和2年11月2日(月)から令和2年11月24日(火)

イ 質問書提出場所 5の担当部局

ウ 質問書は電子メールで提出すること。

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格を有する者に対し、令和2年11月30日(月)までに電子メールで回答するほか、市のホームページで公表する。

8 入札の日時、方法等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月8日(火) 13時

(入札書等を郵送することにより入札を行う場合(次号において「郵便入札」という。)

は、郵送先は5の担当部局であり、令和2年12月7日(月) 17時までに同部局へ必着)

イ 場所 岐阜市祈年町4丁目1番地

岐阜市上下水道事業部本庁舎 3階 入札室

(2) 入札方法等

ア 入札参加者が、代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

イ 入札書は、あらかじめ担当者が指示したものとする。

ウ 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、提出しなければならない。

エ 入札は、入札日に入札書等を入札場所に持参するか、郵便入札により行うものとする。

(ア)入札参加者は、入札書等を封筒に入れ密封の上、封皮に入札参加者名を記入し提出すること。

(イ)郵便入札は、書留郵便によらなければならない。この書留郵便は、二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には入札参加者名を記入し、外封筒の封皮には、「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札書の記載方法

ア 入札書に記載する入札金額

入札書に記載する入札金額は、次のイに規定する方法により見積もった「電気料金総価」から、その「電気料金総価」の110分の10に相当する金額を差し引いた金額とする。

ここで、「電気料金総価」の110分の10に相当する金額を差し引いた金額とするのは、落札者の決定に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするためである。

イ 電気料金総価

電気料金総価とは、1(1)の件名及び数量を調達する役務に要する一切の諸経費を含めた額とし、岐阜市北部プラントほか 4 施設電気需給仕様書の別紙により岐阜市上下水道事業部が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に対して、各入札参加者が設定した契約電力に対する単価(基本料金入札単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金入札単価)により算出した金額の合計である。ただし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないものとする。

ウ 入札金額算定書

入札書には、入札金額の算出が分かるように、入札書の別紙として、入札金額算定書(様式第 6 号)を添付すること。なお、入札金額算定書は入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

9 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合においては、当該者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者がいない場合は直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵送による入札を行ったものがある場合には、別に定める日に再度の入札を行う。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正又は改ざんした入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 金額、名称その他入札に必要な要件を欠く入札又は確認し難い入札

キ 法律等の不正行為があると認められる入札

ク 再度入札において、前回の最低価格を下回らない入札

ケ 同一事項に対し、二つ以上出された入札

コ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

サ アからコまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札参加者の負担とする。

(4) その他

ア FAX又は電子メールによる入札書の提出は、認めない。

イ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ウ 入札は 3 回まで行う。再度入札に付した場合において、前回の最低の入札書記載金額と同価格以上の額で入札書を提出したときは、次回、再度入札に参加できない。

エ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 本件入札に関し、入札説明書に定めがない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び岐阜市上下水道事業部契約規程の定めるところによる。

カ 落札者は、消費税及び地方消費税の免税業者の場合、その旨届出を行わなければならない。

キ 入札結果は原則入札執行日の 2 日後(岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第 45 号)に規定する本市の休日を除く。)に市のホームページで公表する。

10 その他

(1) 契約締結

ア 契約は単価によるものとし、落札者が入札金額算定書に記載した基本料金入札単価及び電力量料金入札単価を、それぞれ基本料金契約単価及び電力量料金契約単価とする。

イ 落札者は、落札後速やかに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。